

**KDDI Area Ethernet専用サービス（OTNet）
契約約款**

令和3年4月1日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供区域

- 第4条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供区域

第3章 契約

- 第5条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の品目等
- 第6条 契約の種別
- 第7条 契約の単位
- 第8条 共同専用契約
- 第9条 専用回線の終端
- 第10条 専用申込の方法
- 第11条 専用申込の承諾
- 第12条 専用回線の異経路
- 第13条 専用契約者の数の変更
- 第14条 専用回線の利用の一時中断
- 第15条 最低利用期間
- 第16条 専用契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第17条 当社が行う専用契約の解除
- 第18条 専用契約者が行う専用契約の解除
- 第19条 その他の提供条件

第4章 端末設備の提供等

- 第20条 端末設備の提供
- 第21条 端末設備の移転
- 第22条 端末設備の利用の一時中断

第5章 利用中止及び利用停止

- 第23条 利用中止
- 第24条 利用停止

第6章 専用回線の利用の制限

- 第25条 専用回線の利用の制限

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第26条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

- 第27条 専用料の支払義務
- 第28条 工事費の支払義務
- 第29条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第30条 料金の計算方法等

第31条 料金支払いの連帯責任

第4節 割増金及び遅延損害金

第32条 割増金

第33条 遅延損害金

第8章 保守

第34条 専用契約者の維持責任

第35条 専用契約者の切分責任

第36条 修理又は復旧の順位

第9章 損害賠償等

第37条 責任の制限

第38条 免責

第10章 雑則

第39条 承諾の限界

第40条 利用に係る専用契約者の義務

第41条 他人に使用させる場合の専用契約者の義務

第42条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

第43条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の技術的事項及び技術参考資料の閲覧

第44条 法令に規定する事項

第45条 閲覧

第11章 附帯サービス

第46条 附帯サービス

別表

料金表

別記

- 1 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供区域
- 2 専用契約者の地位の承継
- 3 専用契約者の氏名等の変更
- 4 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 9 当社の維持責任
- 10 新聞社等の基準
- 11 技術参考資料の項目
- 12 実費の算定方法
- 13 支払証明書の発行

附則

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) 契約約款 (以下「約款」といいます。) を定め、これにより KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) (当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。) を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) に附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。) をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet)	契約の申込み等により指定された区間において OTNet が設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は映像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) に関する業務を行う当社の事業所
5 専用契約	当社から KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供を受けるための契約 (臨時専用契約となるものを除きます。)
6 臨時専用契約	30 日以内の利用期間を指定して当社から KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供を受けるための契約
7 専用申込	専用契約、臨時専用契約の申込み
8 専用申込者	専用申込をした者
9 専用契約者	当社と専用契約又は臨時専用契約を締結している者
10 専用回線	専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信回線
11 端末設備	回線の終端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設備の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
12 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備

13 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
14 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
16 専用取扱局	沖縄通信ネットワーク株式会社の専用サービス契約約款に定める専用取扱局
17 収容区域	1 の専用取扱局に専用回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
18 回線終端装置	専用回線の終端の場所に当社が設置する装置

第2章 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供区域等

(KDDI Area Ether 専用サービス (OTNet) の提供区域)

第4条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) は別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契 約

(KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の品目等)

第5条 当社の提供する KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) には、料金表に規定する品目があります。

(契約の種別)

第6条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) に係る契約には、次の種別があります。

- (1) 専用契約
- (2) 臨時専用契約

(契約の単位)

第7条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約を締結します。

(共同専用契約)

第8条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上になる専用契約（以下「共同専用契約」といいます。）を締結します。

(専用回線の終端)

第9条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は、回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。この場合において、専用契約者が指定することができる場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(専用申込の方法)

第10条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の設置場所
- (4) 通信方式の種類
- (5) その他専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第11条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、臨時専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込のあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の料金又は工事に関する費用の支払い

を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) に関する当社の業務の遂行上著しく支障があるとき。

(専用回線の異経路)

第 12 条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者の請求に基づき、その専用回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(専用契約者の数の変更)

第 13 条 専用契約者は、1 の専用契約において専用契約者の数の変更の請求をすることができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込みがあったときは、第 11 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の利用の一時中断)

第 14 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(最低利用期間)

第 15 条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) については、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第 16 条 専用契約者が専用契約に基づいて KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(当社が行う専用契約の解除)

第 17 条 当社は、第 24 条(利用停止)の規定により利用停止された専用回線等について、専用契約者がおおその事実を解消しない場合は、その専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第 24 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線等の利用停止をしないでその専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ専用契約者にそのことを通知します。

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第 18 条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱所に所定の書面により通知していただきます。

(その他の提供条件)

第 19 条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) 等に係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第4章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第 20 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第 21 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第 22 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、専用回線の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第25条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを専用契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合には、6か月以内で当社が定める期間（その専用契約者の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その専用回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 料金表第1表（KDDI Area Ethernet 専用サービス（OTNet）の料金）に専用回線等の利用用途に関する規定があるときは、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
 - (3) 第40条（利用に係る専用契約者の義務）又は第41条（他人に使用させる場合の専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異状がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線等から取り外さなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第25条 当社は、KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第26条 当社が提供する KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の料金は、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の工事に関する費用は、料金表に規定する工事費及び設備費とします。

第2節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第27条 専用契約者は、その専用契約（臨時専用契約を含みます。以下同じとします。）に基づいて当社が専用回線等の提供を開始した日から起算して専用契約の解除があった日の前日までの期間（専用回線等の提供を開始した日と専用契約の解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表に規定する専用料を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により専用回線等を利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の専用料を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の専用料を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金				
<p>1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間（通信又は保守の態様による細目について料金表に別段の定めがある場合はその定める時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1)KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の場合</td> <td style="text-align: center;">1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間	(1)KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の場合	1 時間	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての専用料</p>
区 分	時 間				
(1)KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の場合	1 時間				
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) を全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての専用料</p>				

<p>3 専用回線等の移転、接続変更に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき（専用契約者の都合により、専用回線等を利用しなかった場合であって、その専用回線等を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての専用料</p>
---	---

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 4 第2項及び第3項の規定に係らず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第28条 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第29条 専用契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する専用申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 専用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第30条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第31条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、その専用契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第 32 条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(遅延損害金)

第 33 条 専用契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保 守

(専用契約者の維持責任)

第 34 条 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第 35 条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線等に接続されている場合であって、専用回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社は、専用サービス取扱所において試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 36 条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 25 条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限りません。

順 位	修 理 又 は 復 旧 す る 専 用 回 線 等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(責任の制限)

第37条 当社は、KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) を提供すべき場合において、当社及びの責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第27条（専用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該専用契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第27条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）に対応する当該専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める専用料の額（専用回線等の一部が全く利用できない状態の場合はその部分に係る料金額）に限り、以下この条において同じとします。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第38条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

2 当社が専用回線端末等の接続の技術的条件の規定を変更したため、現に専用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造又は変更に要する費用以外の費用については、負担しません。

第10章 雑 則

(承諾の限界)

第39条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において特段の規定がある場合は、その規定によります。

(利用に係る専用契約者の義務)

第40条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) その専用回線等を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その専用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) その専用回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の専用契約者の義務)

第41条 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。

(2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 専用契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

第42条 専用契約者から専用回線等の設置場所の提供等について、当社が別記4に定めるところによります。

(KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の技術的事項及び技術参考資料の閲覧)

第43条 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) 等における基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) を利用するうえで参考となる別記11に定める事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第 44 条 KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 までに定めるところによります。

(閲覧)

第 45 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 11 章 附帯サービス

(付帯サービス)

第 46 条 KDDI Ethernet 専用サービス (OTNet) に関する附帯サービスの取扱いについては、別記13に定めるところによります。

別表 基本的な技術的事項

当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	
1Mb/s、2Mb/s、 3Mb/s、4Mb/s、 5Mb/s、10Mb/s のもの	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
20Mb/s、30Mb/s、 40Mb/s、50Mb/s、 100Mb/s のもの	8ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
1 Gb/s のもの	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠

料金表 通則

(料金等の変更)

- 1 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) に関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。
この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）がその専用契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に専用回線、端末設備の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に専用契約の解除又は端末設備の廃止等があったとき。
 - (3) 暦月の初日に専用回線、端末設備の提供の開始を行い、その日にその専用契約の解除又は端末設備の廃止等があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 約款第 27 条（専用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 4 3 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6 の規定にかかわらず、専用契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 10 第 27 条（専用料の支払義務）から約款第 29 条（設備費の支払義務）までの規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（本体価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき算定した額に消費税相当額を加算した額とします。
ただし、KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の遅延損害金についてはこの限りではありません。
なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する消費税込み額（本体価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により算定した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時に、その

料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(閲覧)

12 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(料金等の請求)

13 KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB ｄe 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の料金

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

専用料の適用については、第27条(専用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																										
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/sのもの</td> <td>1Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/sのもの</td> <td>2Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/sのもの</td> <td>3Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/sのもの</td> <td>4Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/sのもの</td> <td>5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/sのもの</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/sのもの</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/sのもの</td> <td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/sのもの</td> <td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/sのもの</td> <td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 専用契約者が指定することができる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。 2 当社は、専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</p>	品 目	内 容	1Mb/sのもの	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/sのもの	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/sのもの	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/sのもの	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/sのもの	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/sのもの	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/sのもの	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/sのもの	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/sのもの	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/sのもの	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																										
1Mb/sのもの	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
2Mb/sのもの	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
3Mb/sのもの	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
4Mb/sのもの	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
5Mb/sのもの	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
20Mb/sのもの	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
30Mb/sのもの	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
40Mb/sのもの	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
50Mb/sのもの	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
1Gb/sのもの	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの																										
(2) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア KDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) については、臨時専用契約に係るもの、異経路によるもの及び長期継続利用に係る料金の適用によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第30条(専用料の支払義務)及び通則2から4までの規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金(基本回線専用料及び(4)欄に規定する額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内にKDDI Area Ethernet専用サービス (OTNet) の品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から、変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>																										
(3) 長期継続利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、専用契約者(臨時専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。)から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申し出があった場合には、その期間における基本回線専用料及び(4)欄に規定する額(以下この欄において「基本回線専用料等」といいます。)については基本回線専用料等の額(この表の同欄以外の適用があった場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から同表に規定する額を減額した額を適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">月額</p>																										

種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (税抜価格)
(ア) 3年利用	3年間	基本回線専用料等の額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	基本回線専用料等の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申し出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申し出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出てください。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類に係る長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の品目の変更によりその専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額に消費税相当額を加算した額を当社が定める方法により一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額 (税抜価格)
(ア) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.30を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.30を乗じて得た額

(4) 回線終端装置又は回線接続装置に係る加算額の適用

当社の回線終端装置又は回線接続装置を設置した場合、回線終端装置又は回線接続装置に係る加算額を適用します。

2 料金額

2-1 基本回線専用料 (専用料)

専用回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
1Mb/sのもの	65,000円 (71,500円)
2Mb/sのもの	75,000円 (82,500円)

3Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)
4Mb/sのもの	105,000円 (115,500円)
5Mb/sのもの	120,000円 (132,000円)
10Mb/sのもの	140,000円 (154,000円)
20Mb/sのもの	170,000円 (187,000円)
30Mb/sのもの	200,000円 (220,000円)
40Mb/sのもの	230,000円 (253,000円)
50Mb/sのもの	260,000円 (286,000円)
100Mb/sのもの	300,000円 (330,000円)
1Gb/sのもの	1,000,000円 (1,100,000円)

2-2 加算額（専用料）

月額

料金種別	単位	区分	料金額 (税抜価格(税込価格))
異経路の線路	—	—	別に算定する実費
回線終端装置又は回線 接続装置に係るもの	1台ごとに	1Mb/s, 2Mb/s, 3Mb/s, 4 Mb/s, 5Mb/s, 10 Mb/s	5,000円 (5,500円)
	1台ごとに	20Mb/s, 30Mb/s, 40M b/s, 50Mb/s, 100Mb/s	5,000円 (5,500円)
	1台ごとに	1Gb/s	60,000円 (66,000円)

第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、加算額（専用料）

日額

料金額（税抜価格）
その専用回線等を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第28条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容								
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる専用回線等及び接続専用回線において、1の工事ごとに適用します。但し、臨時専用契約に関する工事費の額については、2 工事費の額の規定に係らず別に算定する実費とします。								
(2) 移転、接続変更の工事費の適用	移転、接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。								
(3) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">工事の区分</th> <th style="width: 50%;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 配線設備に係る工事</td> <td>配線設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 回線接続等に係る工事</td> <td>専用回線について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続工事を要する次の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。	ウ 回線接続等に係る工事	専用回線について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続工事を要する次の場合に適用します。
工事の区分	適 用								
ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。								
イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。								
ウ 回線接続等に係る工事	専用回線について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続工事を要する次の場合に適用します。								

2 工事費の額

(1) (2) 以外のサービスに係るもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))	
	光 配 線	メタル配線
端末設備に係る工事	8,000円 (8,800円)	
配線設備に係る工事	12,000円 (13,200円)	
相互接続点に係る工事	3,000円 (3,300円)	
回線接続等に係る工事	2,500円 (2,750円)	
備考 上記の他、建柱等特別な工事を要する場合は、別途実費相当額を頂くことがあります。		

(2) KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) のうち品目 1Gb/s に係るもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類	工 事 費 の 額 (税抜価格 (税込価格))	
	光 配 線	
端末設備に係る工事	20,000円	
配線設備に係る工事	(22,000円)	

回線接続等に係る工事	2,500円 (2,750円)
備考 上記の他、建柱等特別な工事を要する場合は、別途実費相当額を頂くことがあります。	

第2 設 備 費

1 適 用

設備費の適用については第29条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 異経路の線路の部分 ・ 端末回線の部分（臨時専用契約に係るものに限ります。）

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet)	別に算定する実費

第3表 特別な電気通信設備の専用料

専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。

料金種別	料金額 (税抜価格)
特別な電気通信設備専用料	別に算定する実費

第4表 当社が提供する端末設備

1 配線設備

配線	種類
	次の線路 (ジャック及びローゼットを含みます。) をいいます。 ア 専用回線の一端から1のジャック又はローゼット (ジャック又はローゼットが設置されない場合は、自営端末設備とします。以下この欄において同じとします。) までの間の線路 イ 1のジャック又はローゼットからジャック又はローゼットまでの間の線路 ウ 専用回線の一端から回線終端装置までの線路 エ 1のジャック又はローゼットから当社が提供する回線終端装置までの線路

第5表 削除

第6表 支払証明書に関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記13 (支払証明書の発行) の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
(1) 支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2 (料金額) の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区分	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円 (440円)
備考 1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別 記

1 KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供区域

当社は、下記の区域において KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) を提供します。

KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の提供区域
沖縄通信ネットワーク株式会社の契約約款に定める提供区域 (KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) に相当する電気通信サービスに係るものに限ります。) と同じとします。

2 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、専用サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

3 専用契約者の氏名等の変更

- (1) 専用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 専用契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

- (1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は専用契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 2 項（同法第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。）、同法第 58 条（第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。）又は同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1) から (4) の規定に準じて取り扱います。

- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他の事業法施行規則 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から (4) の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6 の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が 1 の題号について 8, 0 0 0 部以上であること
2 放送事業者	電波法(昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

11 技術参考資料の項目

項	目
(1)	物理的条件
(2)	電气的条件及び光学的条件
(3)	論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

12 実費の算定方法

当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費については、当社が別に定める基準に基づいて算定します。

13 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る KDDI Area Ethernet 専用サービス (OTNet) の支払い証明を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第6表 (支払証明書に関する料金) に規定する手数料の支払いを要します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年5月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記13の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第6表（支払証明書に関する料金）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。